

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働基準局報告例規の一部改正について

標記について、業務の円滑化を図るため、下記のとおり改正を行うこととしたので、その取扱いについて遺漏なきを期されたい。

なお、下記の改正については、平成 18 年 5 月報告分（平成 18 年 4 月末現在）から適用すること。

記

- 1 「労働基準局報告例規一覧」の改正
「労働基準局報告例規一覧」の一部を次のように改める。
 - (1) 「5. 労災管理課関係」「(1) 定期報告」の項「報告期日」を「報告期日（報告方法）」に改める。
 - (2) 「5. 労災管理課関係」「(1) 定期報告」「管 1 0 1」の項「報告期日」の欄中「翌月 1 0 日」を「翌月 1 0 日（電子メールによる）」に改める。
- 2 「管 1 0 1」の改正
「管 1 0 1」の一部を次のように改める。
 - (1) 「(6) 支払見込額」を「(6) 示達希望額」に改める。
 - (2) 「作成責任者氏名」欄中「印」を削る。
 - (3) 欄外「(注) 「支払見込額」欄には、「支払未済額」欄に記載された額のうち、翌月に支払を見込まれる分と、翌月に受付け翌月中に支払を見込まれる分の合算額を記載すること。」を削る。